


第150期学理公示第8号

2026年5月19日

東京大学教養学部学友会学生理事会  
議長 

### 東京大学教養学部学友会規約の改正等について

令和8年4月及び5月開催の各評議員会において、「東京大学教養学部学友会規約施行規則」及び「会費規則」が制定されたことに伴い、改正後の「東京大学教養学部学友会規約」と併せ、これらの規則等は令和8年6月1日から施行されることとなった。

ついては、規約改正等の概要について、別紙のとおり公示する。

## 東京大学教養学部学友会規約の改正の概要

### 1 規約改正の理由及び経緯

本会は、その基本規範である「東京大学教養学部学友会規約」（以下「規約」という。）に基づき運営されているところ、長年にわたる運営体制及び実務運用の変化に伴い、従前の規約（以下「旧規約」という。）を前提とした持続的かつ安定的な組織運営が困難となっていることが、従来から指摘されていた。具体的には、旧規約の規定内容と実務運用との間に、次に掲げるような乖離又は不整合が存在していた。

#### (1) 機構の複雑化

旧規約においては、「総会」の概念を定めた上で、クラス代表者総会、運動部総会及び文化部総会を個別に規定し、更にこれらを合同して開催することができる旨を別途定めていた。

また、「評議員会」については、評議員会を置いた上で、その内部機構として、クラス代表評議員会、運動部代表評議員会、文化部代表評議員会及び教員代表評議員会（以下「評議員会各会」という。）を置き、更にこれらを合同して開催することができる旨を定めていた。

さらに、「理事会」についても、理事会を置いた上で、その内部機構として学生理事会及び教員理事会を置き、更にこれらを合同して開催することができる旨を定めていた。

しかしながら、これらの制度構成は全体として複雑であるのみならず、学生理事会と教員理事会とでは実際の性質及び役割が大きく異なるなど、実態に即していない面も存在していたことから、制度構成の整理及び簡素化が求められていた。

#### (2) 最高会規としての規律の不十分性

規約は、本会の最高会規として位置付けられるべきものであるが、旧規約においては、規約改正に係る要件が一般の規則とほぼ同一であるなど、その最高規範性が制度上必ずしも明確ではなかった。

また、各種規則の制定根拠及び規約との関係についても十分に整理されておらず、規範体系上の不明確さが存在していたことから、これらに関する規定の整備が求められていた。

#### (3) 実務運用との不整合

旧規約においては、会議体の開催単位、役員の位置付け、会期及び活動単位の整理その他の事項について、実際の運営実態と一致しない部分が存在していた。特に、評議員及び理事の選出並びに各活動主体の位置付けについては、制度上の構成と実務上の運用との間に差異が生じており、規約上の整理を行う必要があった。

#### (4) その他の規定上の不整合

このほか、旧規約には、字句又は表現上の不統一、解釈上の不明確性その他運用上支障となり得る規定が複数存在していたことから、これらについても併せて整理及び修正を行う必要があった。

以上を踏まえ、令和7年8月頃から、学生理事会において規約の全部改正に向けた立案作業を開始し、東京大学教養学部等学生支援課学生支援チーム等との調整を経た上で、令和8年2月以降、各評議員会において順次審議を行い、所要の議決がされた。

また、規約改正に伴う経過措置、関係規則の整備その他施行に関する事項を定めるものとして「東京大学教養学部学友会規約施行規則」を、改正後の規約（以下「新規約」という。）第38条第1項の規定に基づき会費額を定めるものとして「会費規則」を、それぞれ併せて立案した。これらについては、令和8年4月及び5月開催の各評議員会において可決され、新規約と併せて、令和8年6月1日から施行されることとなった。

## 2 規約改正の要点

主な改正点は、次のとおりである。

### (1) 規約の章立て及び体系の整理

旧規約においては、第1章「総則」、第2章「会員」、第3章「総会及び役員会」、第4章「役員」、第5章「総務担当者及び特別委員会」、第6章「会計」及び第7章「補則」の構成が採られていた。

これに対し、新規約においては、第1章「総則」、第2章「会員」、第3章「総会」、第4章「評議員会」、第5章「理事会」、第6章「監事会」、第7章「会計」、第8章「最高会規」及び第9章「改正」の構成としている。

旧規約第3章については、多数の会議体及びその運営に関する事項を一括して規定していたことから、新規約においては、総会、評議員会、理事会及び監事会ごとに独立した章として整理した。

また、旧規約第4章に規定されていた役員に関する事項についても、その内容に応じて各章に分散して規定することとし、制度全体の体系整理を図っている。

さらに、旧規約第5章については、その内容の大部分が学生理事会に関する事項であったことから、新規約においては理事会に関する章へ統合した。

このほか、会長に関する規定については、その性質に鑑み、組織全体に関する基本事項として第1章に配置している。

### (2) 活動区分及び活動単位の整理

旧規約においては、総会及び評議員会に関し、クラス、運動部、文化部及び教員の各区分ごとに、それぞれ独立した機構を設ける構成が採られていた。

しかしながら、これらは実際には共通の制度構造の下で運営されていたことから、新規約においては、「総会」及び「評議員会」をそれぞれ一体の機関として再編した上で、その内部区分として「活動区分」を設ける構成へ改めている。

また、クラス、文化部及び運動部については、団体を単位として活動する一方、教員については個人を単位として活動していることから、新規約では、これらを「活動単位」として統一的に整理している。

さらに、教員評議員については、従前から東京大学大学院総合文化研究科・教養学部拡大教授会（以下「拡大教授会」という。）において選出が行われているが、拡大教授会自体は本会の内部機関

ではないことから、新規約においては、制度上「教員総会」を置いた上で、本会に関する事項を審議議決している間は、拡大教授会と教員総会が同時に開催されているものとして整理している。

くわえて、サークル等の加盟についても、「活動区分」及び「活動単位」の概念に基づき整理し直し、本会への加盟及び活動区分への所属の関係を明確化している。

### (3) 会議機構に関する規定の整理

旧規約においては、第3章各節において各種会議体を規定した上で、第4節「雑則」において議事運営に関する共通規定をまとめて定める構成が採られていた。

しかしながら、新規約においては、総会及び評議員会と、理事会及び監事会とで、議事運営上一定の差異が存在すること、また旧規約第4章の規定を各会議体に対応して整理し直す必要があったことから、従前の共通規定を各章に分散配置する構成へ改めている。これにより、新規約においては、第3章から第6章までにおいて、総会、評議員会、理事会及び監事会をそれぞれ独立した章として規定している。

また、招集、定足数、議決、公開その他議事運営に関する事項についても、各会議体の性質に応じて個別に整理を行っている。

### (4) 理事会及び監事会の再編

旧規約においては、本会の設立経緯を踏まえ、学生理事会及び教員理事会を対等かつ同種の機関として位置付けていた。

しかしながら、実務上は、本会の個別業務の執行は主として学生理事会において行われる一方、教員理事会は、主として教員評議員会に関する事務その他規約上教員側の承認を要する事項を所管しており、両者の役割には相違が存在していた。

このため、新規約においては、従前の学生理事会を「理事会」として再編するとともに、従前の教員理事会については、その監督的性質に鑑み、「監事会」として再構成した。監事会は、旧規約における理事会としての執行権限の大部分を有しない一方で、理事会に対する監督権限を有する機関として位置付けられている。

また、理事については、評議員会において選出される執行役員として整理し、その定数、任期及び罷免に関する規定を整備している。

### (5) 評議員制度の整理

旧規約においては、評議員会各会ごとに評議員を選出する構成が採られていたが、新規約においては、活動区分ごとに活動単位から評議員を選出する構成へ整理している。

また、評議員の任期、罷免、兼任禁止その他評議員の地位に関する事項についても明確化を行っている。

さらに、評議員会各会を廃止したことに伴い、従前各会単位で処理されていた事項については、評議員会又は総会において一体的に処理する構成へ改めている。

### (6) 最高会規性及び規範体系の明確化

旧規約においては、規約と各種規則との関係及び規約改正手続の位置付けが必ずしも明確ではなかった。

このため、新規約においては、新たに「最高会規」及び「改正」に関する章を設け、規約が本会の最高規範であることを明示するとともに、規則その他下位規範との関係及び規約改正手続を明確化している。

また、評議員会による規則及び理事会による細則の制定権限について整理を行い、本会における規範体系を段階的に構成している。

#### (7) 会期制度の明確化

旧規約においては、役員の任期、会計処理その他の運営上重要な期間概念について、必ずしも体系的な整理がされていなかった。

このため、新規約においては、「会期」の概念を新たに定め、6月1日から11月30日までを第1期、12月1日から翌年5月31日までを第2期として整理することにより、各種手続、役員任期、議決効力等の基準時を明確化している。

また、期間計算に関する一般規定を置くことにより、規約上の期間解釈について統一的処理を可能としている。

#### (8) 会計及び監査制度の整理

新規約においては、会費、予算、決算、会計監査その他会計に関する事項について、独立した章を設けて整理している。

また、会費については、新規約第38条第1項の規定に基づき、別途「会費規則」において定める構成としている。

さらに、会計監査についても、理事会による執行と監査主体との関係を整理し、会計処理の透明性及び継続性の確保を図っている。

#### (9) 字句及び表現の整理

このほか、新規約においては、旧規約に存在した字句又は表現上の不統一、解釈上疑義を生じ得る規定その他制度運営上支障となる記載について、全面的な整理を行っている。

また、条文表現についても、可能な限り統一的な法令用語及び法制執務上の表現に即して修正を行っている。

### 3 規約の新旧対照表

新規約及び旧規約の対照については、別紙「東京大学教養学部学友会規約新旧対照表」のとおりである。

東京大学教養学部学友会規約新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新規約	旧規約
<p style="text-align: right;"><u>令和七年度規約</u></p> <p style="text-align: center;"><u>東京大学教養学部学友会規約</u></p> <p><u>東京大学教養学部学友会規約の全部を改正する。</u></p> <p><u>目次</u></p> <p><u>第一章 総則（第一条―第七条）</u></p> <p><u>第二章 会員（第八条―第十一条）</u></p> <p><u>第三章 総会（第十二条―第十九条）</u></p> <p><u>第四章 評議員会（第二十条―第二十五条）</u></p> <p><u>第五章 理事会（第二十六条―第三十二条）</u></p> <p><u>第六章 監事会（第三十三条―第三十七条）</u></p> <p><u>第七章 会計（第三十八条―第四十六条）</u></p> <p><u>第八章 最高会規（第四十七条）</u></p> <p><u>第九章 改正（第四十八条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第一章 総則</u></p> <p style="padding-left: 4em;">(名称)</p> <p><u>第一条</u> 本会は、<u>東京大学教養学部学友会</u>と称する。</p> <p style="padding-left: 2em;">(目的)</p> <p><u>第二条</u> 本会は、<u>次に掲げる事項</u>を目的とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">一 <u>会員相互の親睦及び理解を深めること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">二 <u>会員の行う学業、文化及びスポーツに関する活動を支援すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">三 <u>前号に掲げる活動を行う団体への会員の加入を支援し、及びその活動状況を学内に紹介することを通じて、広く文化、スポーツ等に関する活動を扶助すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(会長)</p> <p><u>第三条</u> 本会の会長は、<u>東京大学（以下「本学」という。）教養学部長</u>をもって充てる。</p> <p><u>2</u> 会長は、この規約の定める範囲において<u>本会の事務を統括する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;"><u>第1章 総則</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(名称)</p> <p><u>第1条</u> 本会は<u>東京大学教養学部学友会</u>と称する。</p> <p style="padding-left: 2em;">(目的)</p> <p><u>第2条</u> 本会は、<u>次の各号に定める事項</u>を目的とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">1 <u>会員相互の親睦及び理解を深めること</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>会員の行う学業、文化及びスポーツに関する活動を支援すること</u></p> <p style="padding-left: 2em;">3 <u>前号に定める活動を行う団体への会員の加入を支援し、またその活動状況を学内及び学外に紹介することを通じて、広く社会一般の文化・スポーツなどに関する活動を扶助すること</u></p> <p>(新設)</p> <p>第34条から移動</p>

(事務所)

第四条 本会の事務所は、東京都目黒区駒場三丁目八番一号、本学教養学部構内に置く。

(削る)

(資産)

第五条 本会の資産は、別に規則で定める動産及び不動産とする。

2 本会の資産は、理事会がこれを適正に管理する。

(会期)

第六条 本会における「会期」とは、次に掲げる第一期及び第二期とする。

一 第一期 六月一日から十一月三十日まで

二 第二期 十二月一日から翌年五月三十一日まで

(期間の計算)

第七条 この規約に定める期間は、翌日から起算し、末日の終了をもって満了する。

## 第二章 会員

(会員の区分)

第八条 本会は、次に掲げる会員をもって構成する。

一 特別会員

二 普通会員

三 準会員

(特別会員)

第九条 特別会員とは、次に掲げる者とする。

一 本学教養学部拡大教授会の全ての構成員

二 本学教養学部勤務する教職員のうち本会への入会を監事会により許可された者

(普通会員)

第十条 普通会員とは、本学教養学部に所属する全ての学生とする。

(準会員)

(事務所)

第3条① 本会の主たる事務所は、東京都目黒区駒場3丁目8番1号、東京大学教養学部構内に置く。

② 本会の従たる事務所については、別に規則において定める。

(資産)

第4条① 本会の資産は、別に規則で定める動産及び不動産とする。

② 本会の資産は、理事会がこれを管理する。

(新設)

第52条から移動

(新設)

## 第二章 会員

(会員の区分)

第5条 本会は、次の各号に定める会員より、これを構成する。

1 特別会員

2 普通会員

3 準会員

(特別会員)

第6条 特別会員とは、次の各号に定める者をいう。

1 東京大学教養学部教授会のすべての構成員

2 東京大学教養学部勤務する教職員のうち本会への入会を教員理事会に申請した者

(普通会員)

第7条 普通会員とは、東京大学教養学部に所属するすべての学生をいう。

(準会員)

第十一条 準会員とは、本学教養学部以外の学部に所属する本学の学生又は本学の学部以外の組織に所属する大学院生のうち、本会への入会を理事会に許可された者とする。ただし、評議員会において当該申請が許可されなかったときは、当該申請者は、初めから準会員とならなかつたものとみなす。

2 準会員は、本会において普通会員と同等の権利を有し、義務を負う。

### 第三章 総会

(削る)

(総会)

第十二条 本会に総会を置く。

2 総会は、その構成員たる各活動単位の意見を聴取し、これを評議員会における議論に反映させることを目的とする協議機関であって、本会の最高議決機関とする。

3 総会は、本会の一般的な方針を決定する。

4 総会は、評議員会に代わり、規約改正その他の評議員会の重要な所管業務について議決することができる。

(活動区分及び活動単位)

第十三条 総会は、会員の所属する活動単位をもってその構成員とする。

2 普通会員及び準会員の活動単位は、次の各号に掲げる活動区分に応じて当該各号に定める団体とする。

一 クラス 本学教養学部前期課程に属する各クラス

二 文化部 本会に加盟する文化、芸術、科学等に関する活動を主たる目的とする各団体

第8条① 準会員とは、東京大学教養学部以外の学部に所属する東京大学の学生又は東京大学の学部以外の組織に所属する大学院生のうち、本会への入会を学生理事会に申請した者をいう。ただし、評議員会において当該申請の不受理が議決されたときは、当該申請者は初めから準会員とならなかつたものとみなす。

② 準会員は、本会において普通会員と同等の権利を有し、義務を負う。

### 第3章 総会及び役員会

#### 第1節 総会

(総会)

第9条① 本会に文化部総会、運動部総会及びクラス代表者総会を置く。

② 総会は、その構成員たる団体の意見を聴取し、評議員会及び評議員会各会における議論に反映させることを目的とする協議機関にして最高議決機関である。

③ 総会は、本会の一般的な方針を決定する。

④ 各総会は、それに対応する評議員会に代わり、規約改正等の評議員会の所管業務について議決することができる。

(文化部・運動部総会の構成と加盟サークル)

第10条① 文化部総会及び運動部総会は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる団体から構成する。

1 文化部総会 文化、芸術、科学等に関する活動を主たる目的とする団体

2 運動部総会 スポーツ等に関する活動を主たる目的とする団体

② 前項に定める団体（以下「サークル等」という。）は、当該総会への加盟を当該総会において選出された評議員から構成する評議員会各会において認可されることを必要とする。ただし、同時に文化部総会及び運動部総会の両方に加盟することはできない。

三 運動部 本会に加盟するスポーツ、武道等  
に関する活動を主たる目的とする各団体

3 前項の規定にかかわらず、第一学年にあっては、その所属する学生の過半数がそれぞれ会費を納入し、又は会費の減免若しくは分納を許可されるまでは、活動単位は成立せず、活動区分を構成しない。

4 第二項第二号及び第三号に定める団体（以下「サークル等」という。）は、本会への加盟について評議員会の許可を受けなければならない。ただし、一のサークル等が複数の活動区分に所属することはできない。

5 特別会員の活動区分は、教員とし、それぞれ一名をもって活動単位とする。

6 活動区分及び活動単位の詳細並びに本会に加盟することができるサークル等の条件及びその手続に関しては、別に規則で定める。

(削る)

(総会の招集等)

第十四条 総会の集会は、理事会又は監事会が招集する。

2 総会の定例集会は、会期ごとに一回招集する。

③ 総会に加盟し得るサークル等の条件及びその手続については、別に規則によりこれを定める。

(新設)

(新設)

(新設)

(クラス代総会の構成)

第11条① クラス代表者総会（以下「クラス代総会」という。）は、次の各号に掲げる時期においては、当該各号に定めるクラスにおいて選出されたクラス連絡委員からこれを構成する。

1 1月1日から5月31日までの期間（以下「第1期」という。）4月1日以前第1学年に属し、4月1日以降第2学年に所属するすべてのクラス

2 6月1日から12月31日までの期間（以下「第2期」という。）第1学年に所属するすべてのクラス

② 前項に定めるクラス連絡委員は、東京大学教養学部前期課程に属するすべてのクラスから各々1名選出する。

(総会の招集とその要件)

第12条① 総会の集会は、学生理事会が招集する。

② 総会の定例集会は、毎年2回招集する。

3 総会の臨時集会は、必要に応じて招集することができる。

4 理事会又は監事会は、評議員の総数の三分の一以上又は活動単位の総数の五分の一以上が要求したときは、総会の臨時集会を招集しなければならない。

(招集方法)

第十五条 総会の集会の招集は、実施の三日前までに当該集会の開会日時及び場所を公示することにより、これを行う。

2 総会は、書面、電話その他の方法で議題を決議する形式により開催することができる。

(定足数)

第十六条 総会の集会においては、その構成員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

(議決方法)

第十七条 総会の集会の議決は、当該集会に出席した構成員の過半数をもって行う。

(集会の公開及び秘密会)

第十八条 総会の集会は、公開とする。ただし、当該集会に出席した構成員の三分の二以上の多数により議決したときは、秘密会とすることができる。

(議事の分割)

第十九条 総会の集会は、評議員の選出その他必要なときにあつては、活動区分ごとに分割して開催することができる。

(削る)

③ 総会の臨時集会は、必要に応じて招集することができる。

④ 次の各号のいずれかに該当する場合、学生理事会は総会の臨時集会を招集しなければならない。

1 文化部総会、運動部総会又はクラス代表者総会（以下「各総会」という。）において選出された評議員の過半数が、当該総会の集会の招集を要求した場合

2 各総会に加盟するサークル等又はクラス代表者の5分の1以上が、当該総会の集会の招集を要求した場合

(新設)

第29条から移動

(新設)

第30条から移動

(新設)

第31条から移動

(新設)

第32条から移動

(新設)

(合同総会)

第13条① 各総会の集会は、一部又は全部を合同してこれを開くことができる。

#### 第四章 評議員会

(評議員会)

第二十条 本会に評議員会を置く。

2 評議員会は、総会に次ぐ本会の議決機関であり、総会により決定された本会の一般的な方針に基づき、理事会の方針を決定する。

3 評議員会の構成員は、評議員とする。

4 評議員会で議決された事項に関して総会が別段の議決をしないときは、当該評議員会の決議は、総会の承認があったものとみなす。

5 評議員会の議決のうち、会期を超えて効力を持つもの又はこの規約の規定により特段に必要とされる事項に係るものは、規則として制定される。

(評議員会の議事)

第二十一条 第十四条から第十九条までの規定

は、評議員会の議事について準用する。この場合において、第十四条第四項中「評議員の総数の三分の一以上又は活動単位の総数の五分の一以上」とあるのは「評議員の総数の三分の一以上」と、第十九条中「評議員」とあるのは「理事及び監事」と読み替えるものとする。

(評議員)

第二十二条 評議員は、次に掲げる活動区分ごとに、総会において当該各号に定める数の活動単位が選出される。

一 クラス、文化部及び運動部 各十二単位

二 教員 十単位

(評議員の任期)

第二十三条 評議員の任期は、一期とする。

2 評議員が、その資格を喪失し、若しくは停止され、又はその他の選出に必要な資格を失った

② 学生理事会は、各総会において選出された評議員の総数の過半数が、合同総会の招集を要求した場合、前項に基づく合同集会（以下「合同総会」という。）を招集しなければならない。

#### 第2節 評議員会

(評議員会とその構成)

第14条① 本会に評議員会を置く。

② 評議員会は総会に次ぐ本会の高等議決機関であり、総会により決定された本会の一般的な方針に基づき、理事会の方針を決定する。

③ 評議員会は、すべての評議員からこれを構成する。

④ 評議員会で議決があった事柄は、総会が別に議決しない場合、その評議員会の決議は総会の承認があったものとみなす。

(新設)

(新設)

(新設)

第36条から移動

(新設)

第41条から移動

ときは、当該評議員は、任期中であっても、その任を解かれる。

3 評議員は、その任期を終了し、又は任を解かれた後も、後任の評議員が選出されるまでは、引き続きその職務を行わなければならない。

(評議員の罷免)

第二十四条 評議員は、当該評議員を選出した活動区分の活動単位の総数の過半数の賛成による議決があったときは、これを罷免することができる。

(兼任の禁止等)

第二十五条 何人も、評議員会において二以上の活動単位を代表してはならない。

2 会長は、評議員となることができない。

(削る)

(削る)

(削る)

(新設)

第43条から移動

(新設)

第42条から移動

(評議員会各会)

第15条① 評議員会に、次の各号に定める評議員会各会を置く。

1 文化部代表評議員会（以下「文代評議員会」という。）

2 運動部代表評議員会（以下「運代評議員会」という。）

3 クラス代表評議員会（以下「クラス代評議員会」という。）

4 教員代表評議員会（以下「教員評議員会」という。）

② 評議員会各会は、この規約の定める範囲において評議員会に準ずる議決を行うことができる。

(評議員会の招集)

第16条① 評議員会の集会は、理事会が招集する。

② 文代評議員会、運代評議員会及びクラス代評議員会の集会は、学生理事会が招集する。

③ 教員評議員会の集会は、教員理事会が招集する。

(評議員会の招集要件)

第17条① 評議員会の定例集会は、毎年6月に招集することを常例とする。

(削る)

② 評議員会の臨時集会は、必要に応じて招集することができる。

③ 評議員の3分の1以上が評議員会の招集を要求した場合、理事会はその臨時集会を招集しなければならない。

(評議員会各会の招集要件)

第18条① 評議員会各会の定例集会は、毎年2回招集する。

② 評議員会各会の臨時集会は、必要に応じて招集することができる。

③ 文代評議員会、運代評議員会、クラス代評議員会のいずれかを構成する評議員の3分の1以上が、当該評議員会の集会の招集を要求した場合、学生理事会はその臨時集会を招集しなければならない。

④ 教員評議員会を構成する評議員の3分の1以上が、当該評議員会の集会の招集を要求した場合、教員理事会はその臨時集会を招集しなければならない。

(各会の可決取消権)

(削る)

第19条① 評議員会各会は、評議員会の議決について議決の日から15日以内に限り、可決取消の議決を行うことができる。

② いずれかの評議員会各会において可決取消の議決が行われた評議員会の議決は、初めから可決されなかったものとみなす。

(各会の自律的議決事項)

(削る)

第20条① 評議員会各会は、当該評議員会各会を構成する評議員を選出する組織に係る事項につき、単独でこれを議決することができる。

② 評議員会各会の間で互いに異なる議決が行われた場合、評議員会各会は、別に規則で定める協議会において協議を行うことができる。

③ 教員評議員会は、第14条第2項の規定にかかわらず、それ以上の決定機関がないことに鑑み、その決定は、第9条第1項に定める総会と同等の議決権を有する。

(削る)

(削る)

## 第五章 理事会

(理事会)

第二十六条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、本会の執行機関として、次に掲げる事務を行う。

- 一 本会の予算及び決算の案の作成及び執行
- 二 会員又はサークル等に対する物資、金銭その他の手段による援助の実施
- 三 定期刊行物の発行その他の本会及び学内の諸団体の活動に関する広報
- 四 文化又はスポーツに関する行事等の実施
- 五 この規約及び評議員会の議決に基づく事務の遂行
- 六 本会の運営上必要な活動に関する決定
- 七 本学に置かれる他機関との協定、協約その他の合意の締約

④ 評議員会で議決があった事柄は、総会が別に議決しない場合、その評議員会の決議は総会の承認があったものとみなす。

(合同評議員会)

第21条① 評議員会各会の集会は、一部又は全部を合同してこれを開くことができる。

② 評議員会各会の合同集会（以下「合同評議員会」という。）においては、当該合同評議員会に係るすべての評議員会各会を構成する評議員の各々の出席者の過半数が賛成した場合に限り、すべての評議員会各会が議決したものとみなす。

(会員投票への委任)

第22条① 評議員会の議決について、評議員会もしくはすべての評議員会各会の議決又は全評議員の3分の1以上の要求があった場合、当該議決の可否は会員投票により定めるものとする。

② 会員投票の方法等については、別に規則で定める。

## 第3節 理事会

(理事会)

第23条① 本会に理事会を置く。

② 理事会は本会の執行機関であり、次の各号に定める本会の運営等に関する事務を行う。

- 1 本会の予算案の作成及び決算の実施
  - 2 会員又は総会に加盟するサークル等に対する物資、金銭、又はその他の手段による援助の実施
  - 3 定期刊行物の発行その他の本会及び学内の諸団体の活動に関する広報活動
  - 4 文化又はスポーツに関する行事等の実施
  - 5 この規約及び評議員会の議決に基づく事務の遂行
  - 6 本会の運営上必要な活動に関する決定
- (新設)

<p>3 <u>理事会は、この規約及び規則の規定を実施するために、細則を制定することができる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(理事)</u></p>	
<p>第二十七条 <u>理事は、評議員会において評議員たる活動単位に属する普通会員又は準会員のうちから選出される。</u></p>	<p>(新設) 第35条から移動</p>
<p>2 <u>理事の定数は、九名以内とする。</u></p>	
<p>3 <u>第二十三条及び第二十四条の規定は、理事の任期及び罷免について準用する。この場合において、第二十四条中「当該評議員を選出した活動区分の活動単位」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。</u></p>	
<p><u>(議長)</u></p>	
<p>第二十八条 <u>理事会に議長を置き、理事の互選によりこれを定める。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>2 <u>議長は、理事会の会議を招集し、及びその会務を統括する。</u></p>	
<p>(る)</p>	<p><u>(理事会の組織)</u></p>
<p></p>	<p>第24条① <u>理事会は、次の各号に定める二会からこれを組織し、当該各号に定める者がこれを構成する。</u></p>
<p></p>	<p>1 <u>学生理事会 文代評議員会、運代評議員会、及びクラス代評議員会において選出されたすべての理事</u></p>
<p></p>	<p>2 <u>教員理事会 教員評議員会において選出されたすべての理事</u></p>
<p></p>	<p>② <u>前項の二会（以下「各理事会」という。）の運営方法は、この規約に定めるもののほか、各々別に規則によりこれを定める。</u></p>
<p></p>	<p><u>(議決方法)</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>第25条 <u>理事会の議決には、この規約に特別の定めのある場合を除き、学生理事会及び教員理事会の双方において議決することを必要とする。</u></p>
<p></p>	<p><u>(各理事会の執行権)</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>第26条① <u>各理事会は、この規約又は規則により特にその所管とすることが定められた事項について、独立に執行を行うことができる。</u></p>

	<p><u>② 各理事会の一方はその議決により特に定められた事項について、執行権を他方に委任することができる。この場合各理事会は、執行権を委任された事項（以下「委任業務」という。）に関して、自己の議決のみにより執行することができる。</u></p> <p><u>③ 前項の規定に基づく各理事会の執行は、理事会の名においてこれを行う。</u></p> <p><u>④ 第2項の規定に基づく委任業務の執行が、委任を行った各理事会の議決により無効とされた場合、当該執行は開始時に遡って効力を失う。</u></p> <p><u>（各理事会の招集）</u></p>
(削る)	<p><u>第27条 各理事会の集会の招集は、当該各理事会の議長がこれを行う。</u></p> <p><u>（合同理事会）</u></p>
(削る)	<p><u>第28条① 各理事会の集会は、合同してこれを開くことができる。</u></p> <p><u>② 各理事会の合同集会（以下「合同理事会」という。）においては、学生理事会及び教員理事会を構成するすべての理事の各々の過半数が賛成した場合に限り、学生理事会及び教員理事会が議決したものとみなす。</u></p>
(削る)	<p><u>第4節 雑則</u></p> <p><u>（招集方法）</u></p>
(削る) 第十五条に移動	<p><u>第29条① 各総会、評議員会、評議員会各会及び各理事会（以下「役員会等」という。）の集会の招集は、実施の3日前までに当該集会の開催日時と場所を公示することにより、これを行う。ただし、各理事会の集会については当該各理事会の定めるところによる。</u></p> <p><u>② 役員会等は、書面その他の方法で議題を決議する形式で開催することができる。</u></p>
<u>（理事会の議事）</u>	<u>（定足数）</u>
<u>第二十九条 第十六条の規定は、理事会の会議の定足数について準用する。</u>	<u>第30条① 役員会等の集会においては、当該役員会等の構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。</u>
<u>2 理事会の会議における議決は、当該会議に出席した理事の過半数の賛成をもって行う。</u>	<u>② 前項の規定にかかわらず、合同総会、合同評議員会、及び合同理事会においては、当該集会</u>

<p>(削る) 第十七条に移動</p>	<p><u>に係る役員会等の各々の過半数の構成員の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。</u> <u>(議決方法)</u> 第31条① <u>役員会等の集会における議決は、この規約に特別の定めのある場合を除き、当該集会に出席した構成員（議長を含む。）の過半数の賛成により、これを行う。</u></p>
<p>(削る) 第十八条に移動</p>	<p>② <u>前項の規定にかかわらず、各理事会の集会においては、当該各理事会を構成する理事の総数の過半数の賛成がある場合のみ、議決を行うことができる。</u> <u>(集会の公開及び秘密会)</u> 第32条① <u>役員会等の集会は、公開とする。ただし、当該集会に出席した構成員の3分の2以上の多数により議決したときは、秘密会とすることができる。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>② <u>合同総会、合同評議員会並びに合同理事会の集会における前項の賛成者の計算については、第21条第2項の規定を準用する。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>第4章 役員</u> <u>(役員)</u> 第33条 <u>本会に、次の各号に定める役員を置く。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>1 会長</u> <u>2 理事</u> <u>3 評議員</u> <u>4 会計監査委員</u> <u>(会長)</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>第34条① <u>会長は、東京大学教養学部長をもって充てる。</u> ② <u>会長は、この規約の定める範囲において本会の事務を統括する。</u> <u>(理事)</u></p>
<p>(削る) 第二十七条に移動</p>	<p>第35条 <u>理事は、評議員会各会において当該評議員会各会を構成する評議員中より各々3名選出される。</u> <u>(評議員)</u></p>

(削る)  
第二十二条に移動

(削る)

第36条 評議員は、いずれかの評議員会各会を構成するものとして会員中より選出される。

(文代・運代評議員)

第37条① 文代評議員会を構成する評議員(以下「文代評議員」という。)は、文化部総会において選挙された評議員の選出を担当するサークル等(以下「評議員サークル」という。)から各々1名選出される。

② 運代評議員会を構成する評議員(以下「運代評議員」という。)は、運動部総会において選挙された評議員サークルから各々1名選出される。

③ 評議員サークルは、文化部総会又は運動部総会において当該総会に加盟するサークル等の中から各々18名選出される。

(クラス代評議員)

(削る)

第38条 クラス代評議員会を構成する評議員(以下「クラス代評議員」という。)は、クラス代総会においてクラス連絡委員中から18名選出される。

(教員評議員)

(削る)

第39条 教員評議員会を構成する評議員(以下「教員評議員」という。)は、東京大学教養学部教授会において、特別会員中から10名選出される。

(会計監査委員)

(削る)  
第四十二条に移動

第40条① 普通会员のうちから選出される会計監査委員は、理事会が公募する。各評議員会は、その選出を行う。普通会员から選出される会計監査委員の数は、6を上回ってはならない。

② 前項の規定は、運代評議員会、文代評議員会又はクラス代評議員会を構成する評議員が、評議員会において会計監査委員に立候補することを妨げない。

③ 第1項及び第2項以外で定められる会計監査委員は、教員評議員会においてそれを構成する評議員中より最大2名選出する。

(削除)  
第四十三条に移動

(削る)  
第二十五条に移動

④ 会計監査委員は、理事会の会計を監査し、それを承認すべきか否かについて各評議員会に助言する義務を負う。

⑤ 理事会は、毎会計期間の決算について、会計監査委員の監査を受けた後、遅滞なく各評議員会及び本会会員に報告しなければならない。

(会計監査業務迅速化のための事前執行)

第40条の2① 理事会は、評議員会の評決を待たずして、会計監査委員に立候補した者に会計監査を行わせることができる。

② 前項に定める事前執行が行われた後に評議員会が会計監査委員を承認した場合、その候補者は、事前執行を行った際に既に会計監査委員であったとみなす。ただし、評議員会は、前項に定める事前執行がなされたことのみを理由として、会計監査委員に立候補した者を会計監査委員として承認することはできない。

③ 第一項に定める事前執行が行われたのちに、事前執行を行った会計監査委員立候補者が評議員会により正式に会計監査委員として選出されなかった場合、事前執行は行われなかったものとみなす。その際に、事前執行を行った会計監査委員立候補者は、事前執行に係る活動保障費を返金しなければならない。

④ 第一項に定める事前執行は、各評議員会が独自の会計監査委員を指名し、会計監査業務を行わせることを妨げない。

(任期)

第41条① 役員(会長を除く。以下この章において同じ)の任期は、1期とする。

② 役員が、会員でなくなり、又はその他の選出に必要な資格を失ったときは、当該役員は任期中でもその任を解かれるものとする。

③ 役員は、その任期を終え、又は任を解かれた後も、後任の役員が選出されるまではその職務を行わなければならない。ただし、任期満了の日から20日が経過しても後任の役員が選出されないときは、前任の役員が選出に必要な資格

(削る)  
第二十三条に移動

(削る)  
第二十四条に移動

(削る)  
(総務担当者)  
第三十条 理事会は、必要に応じて総務担当者を置くことができる。  
2 総務担当者は、この規約、規則及び細則その他の理事会の議決に基づく本会の事務を行う。  
3 総務担当者は、理事会がその運営に必要な範囲で会員のうちからこれを任免する。

(削る)

(特別委員会)  
第三十一条 評議員会は、行事の運営その他の特別の事務を行うときは、必要に応じて、その議決により、理事会に特別委員会を置くことができる。

(削る)

を有している限り、当該前任者が再び役員に選出されたものとみなす。

(兼任の禁止)

第42条① いかなる文代評議員又は運代評議員も、二以上の評議員サークルから評議員に選出されることはできない。

② 会計監査委員は、同時に理事、総務担当者又は特別委員会の委員となることはできない。

③ 会長は、教員評議員となることはできない。

(役員 の 罷 免)

第43条 役員は、当該役員を選出した機関において構成員総数の過半数の賛成による議決が行われた場合、これを罷免することができる。

第5章 総務担当者及び特別委員会

(総務担当者)

第44条① 理事会は、必要に応じて総務担当者を置くことができる。

② 総務担当者は理事会に直属し、この規約及び各理事会の議決に基づく本会の事務を行う。

③ 総務担当者は、各理事会がその運営に必要な範囲で会員中よりこれを任命する。ただし、学生理事会においては普通会員及び準会員中より、教員理事会においては特別会員中より任命しなければならない。

(任期)

第45条① 総務担当者の任期は、当該総務担当者が任命された期の次の期の理事がすべて選出されるまでとする。

② 前項の規定にかかわらず、会員でなくなった総務担当者は、10日以内に辞職しなければならない。

(特別委員会)

第46条① 本会が行事の運営その他の特別の事務を行う場合、必要に応じて特別委員会を置くことができる。

② 特別委員会は理事会の所管とし、その組織及び権限は、理事会の議決によりこれを定める。

(理事、総務担当者及び特別委員会の委員に対する経済的援助)

第三十二条 理事会は、理事、総務担当者及び特別委員会の委員が本会の事務に従事することへの正当な報酬として、適切な経済的措置を講じなければならない。 (新設)

第六章 監事会

(監事会) (新設)

第三十三条 本会に監事会を置く。 (新設)

2 監事会は、本会の諮問機関として、次に掲げる事務を行う。

一 理事会が作成した予算及び決算の案に対する助言

二 理事会が評議員会に提出するこの規約の改正案の審査

三 総会、評議員会及び理事会の適正な任務の遂行のための監督

(監事)

第三十四条 監事は、評議員会において評議員たる特別会員のうちから選出する。ただし、教員の活動区分に属する評議員の数が欠けている場合であって、第十二条第四項の規定により総会が評議員でない特別会員を監事に選出したときは、その者は、同時に新たに評議員に選出されたものとみなす。 (新設)

2 監事の定数は、六名以内とする。

3 第二十三条及び第二十四条の規定は、監事の任期及び罷免について準用する。この場合において、第二十四条中「当該評議員を選出した活動区分の活動単位」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(首席監事)

第三十五条 監事会に首席監事を置き、監事の互選によりこれを定める。 (新設)

2 首席監事は、監事会の会議を招集し、及びその会務を統括する。

(監事会の会議)

(新設)

第三十六条 第二十九条の規定は、監事会の議事について準用する。

(監事会の議決延期権)

第三十七条 監事会は、その業務にあつて行う監査の対象とする予算又は決算の案、規約改正その他の議題が現に評議員会に提出されており、及び議決を受けていないときは、当該監査が完了するまで、その議決を延期させることができる。ただし、当該議題が評議員会に提出されてから一月を経過してもなお監査が完了しないときは、理事会は、その議により、評議員会に議決を行わせることができる。

#### 第七章 会計

(会費)

第三十八条 会員は、本会の会費として、会計年度ごとに別に規則で定める額を納付しなければならない。ただし、評議員会が会費の額に関する規定を定め、又は改廃しようとするときは、理事会及び監事会の双方の承認を得なければならない。

2 普通会员及び準会員の会費の納付方法については、別に規則で定める。ただし、特別の理由があるときは、会長は、会費の減免又は分納を許可することができる。

3 前項の減免又は分納の基準及び会計上の処理の方法は、別に規則で定める。評議員会は、その議決により、会費の減免又は分納に関する本会の業務を、会長の名で理事会に委任することができる。

4 前各項の規定を適用するに当たっては、本学に置かれる他機関と締結される協定、協約その他の合意を十分に尊重しなければならない。

(会費の未納)

第三十九条 普通会员及び特別会員が会費を納付しなかったときは、別に規則で定めるところにより、会費が納付されるまでの間、その資格を停止する。

(予算)

(新設)

#### 第6章 会計

(会費)

第47条① 本会の会費として、各年度に普通会员及び準会員は2,500円、特別会員は1,500円を理事会に納付しなければならない。

② 普通会员及び準会員の会費は、理事会の議決で定める方法により納付する。ただし、やむを得ない理由のあるときは、会長は会費の減免又は分納を許可することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(予算)

第四十条 本会の予算は、理事会が案を作成して評議員会に提出し、その議決を経なければならない。

(決算)

第四十一条 理事会は、会計年度ごとに、収支決算を作成し、会計監査委員の監査を経た上で、評議員会の承認を得なければならない。

(会計監査委員)

第四十二条 会計監査委員は、理事会が公募し、評議員会が普通会員又は準会員の中から選出する。

2 会計監査委員の定数は、六名以内とする。

3 会計監査委員は、本会の会計を監査し、その適否について評議員会に助言する義務を負う。

4 理事会は、決算に関して、会計監査委員の監査を受けた後、遅滞なく評議員会及び会員に報告しなければならない。

5 会計監査委員は、理事、総務担当者又は特別委員会の委員を兼ねることができない。

(会計監査業務迅速化のための事前執行)

第四十三条 理事会は、評議員会の選出を待たず、会計監査委員の候補者に監査を行わせることができる。

2 前項の規定により監査を行った候補者が後に評議員会により選出されたときは、当該監査の時点において会計監査委員であったものとみなす。ただし、評議員会は、前項に定める事前執行がなされたことのみを理由として、候補者を会計監査委員として選出することはできない。

3 候補者が評議員会により選出されなかったときは、第一項の監査は行われなかったものとみなす。

4 第一項の規定は、評議員会が独自の会計監査委員を指名し、監査を行わせることを妨げない。

(会計監査委員に対する経済的援助)

第四十四条 第三十一条の規定は、会計監査委員について準用する。ただし、前条第三項の規定

第48条 本会の予算は理事会が評議員会に提案し、その審議を受け、議決を経なければならない。

(決算)

第49条 理事会は会計年度ごとに本会の収支決算を作成し、会計監査委員による監査を受けた後評議員会の承認を得なければならない。

(新設)

第40条から移動

(新設)

第40条の2から移動

(新設)

により一の会計監査委員の候補者の事前執行が認められなかったときは、別に規則で定めるところにより、当該候補者は、当該事前執行及びその関連する事務に係り受けた経済的措置の一部又は全部を返還しなければならない。

(監事会の監査権限)

第四十五条 監事会は、予算及び決算の案が評議員会に提出される前に、これを監査することができる。

2 理事会は、監事会が前項の規定により監査を行う旨を表明したときは、速やかに当該監査の対象となる予算又は決算の案を監事会に送達しなければならない。

(会計年度)

第四十六条 本会の会計年度は、毎年六月一日から翌年五月三十一日までとする。

## 第八章 最高会規

第四十七条 この規約は、本会の最高会規であって、その規定に反する規則、細則及び会務に関するその他の行為は、その効力を有しない。

2 本会は、本学に置かれる他機関と締結した協定、協約その他の合意を誠実に遵守しなければならない。本会は、本学に置かれる他機関と協定、協約その他の合意を締結するときは、評議員会の承認を得た上で、当該合意の規定に反する規則、細則及び会務に関するその他の行為を当該合意に適合するように改正しなければならない。

## 第九章 改正

第四十八条 この規約の改正は、理事会が発議し、評議員会において、出席した評議員の三分の二以上の賛成による議決をもって行う。ただし、第十二条第四項の規定により総会が評議員会に代わるときは、出席する活動単位の三分の二以上の賛成による議決をもって行う。

(削る)

(新設)

(会計年度)

第50条 本会の会計年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとし、一半年ごとに決算を行うものとする。

(新設)

(新設)

## 第7章 補則

(改正)

第51条 この規約の改正は、すべての評議員会各会において構成員総数の過半数の賛成により議決することにより、これを行う。

(期)

第六条に移動

附 則

1 この規約は、規則で定める日から施行する。

2 この規約の施行の際現に従前の規約の規定に基づき総会に加盟している団体及び従前の規約第三十三条の役員<sup>（一）</sup>の地位にある者で、その地位に相応する地位がこの規約で認められている団体又は役員<sup>（二）</sup>の地位にある者は、この規約の施行のためにその地位を失うことはない。ただし、役員<sup>（三）</sup>は、この規約の規定に基づき、後任者が当該地位に就いたときは、当然にその地位を失う。

第52条 本会における「期」とは、毎年第一期及び第二期を指すものとする。